

旧避難指示解除準備区域（葛尾村）の自宅から避難した申立人ら（事故時59歳の息子と93歳の母親）のうち、平成26年12月に避難先でマンションを購入し平成27年11月頃までに転居した申立人息子について、平成27年6月から同年8月までの自宅の掃除や除染の打合せ等の目的による一時立入費用（交通費、宿泊費用等）及び日常生活阻害慰謝料が賠償されたほか、上記マンション購入後も介護上の理由により避難先である申立外の娘夫婦宅で生活している申立人母について、平成27年6月から同年8月までの生活費増加分（宿泊実費等）及び日常生活阻害慰謝料等が賠償された事例。

和 解 契 約 書（全 部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X1・同X2（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について、和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）についての損害賠償金として、金95万8960円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年2月3日

別紙(申立人X 1)

損害項目	内訳	期間(元号・平成)	金額(単位・円)	備考
一時立入費用	交通費	27.6.4~27.8.20	34,260	
	宿泊費用	27.6.4~27.8.23	13,500	
	駐車場代	27.6.3~27.8.3	36,000	
精神的損害	日常生活阻害慰謝料	27.6.1~27.8.31	300,000	
小計			383,760	

別紙(申立人X 2)

損害項目	内訳	期間(元号・平成)	金額(単位・円)	備考
生命・身体的損害	傷害慰謝料	27.6.2~27.8.18	30,000	
精神的損害	日常生活阻害慰謝料	27.6.1~27.8.31	300,000	
	加算増額事由		150,000	
生活費増加	宿泊実費	27.6.1~27.8.31	90,000	
	食費増加分	27.6.26~27.8.26	5,200	
小計			575,200	